

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(共通)

(補助金に共通する事項)

No.	Q	A
1	そもそも、補助事業とはどういうものですか。	東京都の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。
2	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。	その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。 ※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。
3	補助金の書類は、何年間保管する必要がありますか。	事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、 事業完了後5年間保管 しておかなければなりません。 ※領収書や貸金台帳等
4	補助金の申請は、必ず介護保険事業所の開設者が行うのでしょうか。	介護保険事業所の法人名で手続きを行います。 各申請書等に使用する印鑑は、法人の実印を使用します。また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。
5	補助金の交付を受けるために、具体的にどのような手続きが必要ですか。	補助金の交付を受ける場合、年間を通じて東京都と書類のやり取りが必要です。申請手続きの流れについては、令和2年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の手引の「実施スケジュール（予定）」（キャリアパス導入促進事業費補助：P.3、アセッサー講習受講支援事業費補助：P.33、専門人材育成・定着促進助成：P.47に掲載）をご覧ください。 なお、申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合がございます。また、書類審査中、申請事業者に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がございます。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(共通)

6	<p>東京都から交付決定を受けた後に、補助対象となる予定であった職員が退職し、補助対象経費を当該職員に支給することができませんでした。そのため、補助金の申請を辞退しようと思います。この場合に、どのような書類を提出する必要がありますか。</p>	<p>交付決定を受けた後、事情の変更により特別の必要が生じ、補助金の申請を辞退する場合には、申請辞退届（キャリアパス導入促進事業費補助：P31、アセッサー講習受講支援事業費補助：P.44に掲載）を提出していただきます。</p> <p>辞退届の内容を確認後、知事は交付決定を取り消すことがあります。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません（交付要綱別記補助条件第6）。したがって、辞退届は原則として、補助事業を完了しなければならない年度内（令和3年3月31日まで）にご提出ください。</p> <p>※キャリアパス導入促進事業費補助の事業計画の取り下げについては、（キャリアパス導入促進事業費補助）のQ&A59をご参照ください。</p>
7	<p>補助金を返還する場合とはどのようなものですか。</p>	<p>補助事業の目的を達成できない場合、すでに交付した補助金を返還していただきます。</p> <p>例えば、交付決定の際に条件を付している事業は、その条件を達成できない場合に返還金が生じます。</p>
8	<p>すでに交付決定を受けた補助事業を中止、または廃止する場合は、承認が必要ですか。</p>	<p>あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。</p>
9	<p>国などの助成金制度と重複して受給することはできますか。</p>	<p>この補助金の交付と対象経費を重複して、他の助成金等の交付を受けることはできません。（交付要綱別記補助条件第3）</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

(補助対象事業所について)

No.	Q	A
1	障害者総合支援法による指定事業所は、補助対象事業所となりますか。	対象となりません。 介護保険法による指定事業所で「交付要綱別表1」に記載されたサービス種別（コードAからT）の事業所が対象となります。
2	介護予防と介護給付の指定を同時に受けている事業所は、2事業所とみなされますか。	みなされません。1事業所として、申請してください。
3	介護老人福祉施設に認知症対応型共同生活介護や短期入所生活介護を併設している場合、それぞれ補助対象事業所となりますか。	それぞれの事業所においてレベル認定者を輩出すれば、それぞれ補助対象となります。 なお、レベル認定においては、職員が複数の事業所の業務を通して評価された場合、「主たる」所属の事業所にてレベル認定を取得することになっています。
4	令和2年度中にレベル認定者を輩出した事業所が対象となりますか。	令和元年度の補助対象事業所に加えて、令和2年1月2日から令和3年1月1日までにレベル認定者を輩出しており、当該職員が交付申請基準日（1月1日現在）に輩出時と同一の事業所に在籍している事業所が対象となります。 なお、補助を受けることができるのは最長5年間であり、令和2年度が6年目となる事業所については補助対象外となりますので、ご注意ください。
5	一昨年度にレベル認定者Aを輩出し、補助金の交付を受けた（申請初年度）事業所が、昨年度（申請から2年目）はレベル認定者Aが退職し、補助要件であるレベル認定者への手当が支給できなかったため申請をせず補助金の交付を受けませんでした。 この事業所において今年度（申請から3年目）新たにレベル認定者Bを輩出した場合、再度当該補助金の申請することはできますか。	本補助金は事業所がレベル認定者を輩出した初年度から3年間（要件を満たした場合は、最長5年間）の間にキャリアパス導入・構築を継続して行う事業所を支援するための補助金です。 このケースのようにレベル認定者の退職等により補助金の交付が途切れてしまった場合、事業所として再度申請することはできません。
6	今年度が補助対象2年目の事業所です。補助対象初年度の昨年度は、通常の短期入所療養介護の指定を受けた事業所として申請していましたが、今年度、介護医療院の指定を受けたことで、短期入所療養介護はみなし指定となりました。この場合、今年度に短期入所療養介護の事業所として補助金を申請することはできますか。	補助金を申請することは可能です。今年度の申請時に、みなし指定の短期入所療養介護を実施していることがわかる公的な確認書類等を提出していただく必要があります。詳細は、（公財）東京都福祉保健財団にお問い合わせください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

(補助対象者について)

No.	Q	A
7	「交付要綱別表2」にレベル認定者の数に応じた基準額が掲載されていますが、すべてのレベル認定者が対象となりますか。	レベル2①以上の認定者を対象とします。但し、レベル2(①、②)の方は1事業所につき4人までとなります。 なお、レベル1認定者及びユニット認定者は、対象外です。
8	非常勤職員は対象となりますか。	対象となります。 直接雇用している職員が対象となり、派遣職員は対象外です。

(レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給について)

No.	Q	A
9	レベル認定者への手当及びアセッサーへの手当は、どの期間に支払った手当が補助対象になりますか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにレベル認定者及びアセッサーに支払った手当が補助の対象となります。 合わせて、Q&A23の内容を御確認ください。
10	現在、法人が支給している資格手当等に補助金を活用してもよいですか。	レベル認定者への手当等及びアセッサーへの手当等は、法人が本来支給すべき手当等に充当することはできません。 職責に応じた処遇を実現することを目的としたものであるため、現在の給与に加えて支給したものが補助の対象となります。
11	レベル認定者が複数名いる場合、手当額は同額としなければなりませんか。	認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けてください(レベル4>レベル3>レベル2②>レベル2①)。 手当額に差が設けられていない場合は、補助対象経費となりません。 なお、同一法人内の異なる事業所ごとに、手当額に差を設けてもかまいません。(下記の例参照)
		<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">C 法人</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ A 事業所</p> <p>レベル認定4 月手当2.5万円</p> <p>レベル認定3 月手当2万円</p> <p>レベル認定2② 月手当1.5万円</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>○ B 事業所</p> <p>レベル認定3 月手当2.5万円</p> <p>レベル認定2② 月手当2万円</p> <p>レベル認定2① 月手当1万円</p> </div>
12	同じレベルで保有資格が違う場合に、手当額に差を設けても構いませんか。	本補助金における手当額はレベルに応じての支給のため、同じレベルの認定者には同水準の手当支給が必要となります。 保有資格による差額は法人の負担で支給しても構いませんが、補助対象とはなりません。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

13	常勤職員と非常勤職員のレベル認定者で手当に差を設けてもよいですか。	<p>相当の差であれば、設けても構いません。</p> <p>例（同じレベルの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員（週5日勤務） 手当月20,000円（@1,000円*5日*4週） ・非常勤職員（週2日勤務） 手当月8,000円（@1,000円*2日*4週）
14	アセッサーへの手当等支給も必須となりますか。	<p>過年度又は当該年度に評価を行いレベル認定者を輩出したアセッサーへの手当は、次年度以降に評価をしなくても支給は必須となり、支給した手当は補助対象となります。</p> <p>ただし、本事業は交付申請基準日（1月1日現在）にレベル認定者が補助対象事業所に1名以上在籍している必要があり、レベル認定者への手当支給が無い事業所については、アセッサーへの手当を支給していたとしても、補助対象外となります。</p>
15	<p>レベル認定者を輩出する際に複数のアセッサーで評価を行った場合、アセッサーへの手当は評価を行った全てのアセッサーに対し支給する必要がありますか。</p> <p>また、この場合の申請書類における担当アセッサーの記載はどの様に行えばよいですか。</p>	<p>複数のアセッサーで評価を行った場合、レベル認定申請において「主たるアセッサー」としたアセッサーに対しての手当支給は必須となります（所属が異なる事業所等の場合は対象外）。</p> <p>その他のアセッサーへの手当支給は任意であり、支給した手当は補助の対象となります。</p> <p>また、申請書類における担当アセッサーの記載は当該レベル認定者（認定予定者）に対する主たるアセッサーを記載してください。</p>
16	アセッサーがレベル認定者とは異なる事業所に所属する場合、法人で手当を支給してもよいですか。また、そのアセッサーへの手当は補助対象となりますか。	<p>法人の負担で支給しても構いません。</p> <p>補助の対象外である他の事業所にいるアセッサーへの手当等については、法人の裁量で支給の有無を決めていただいて結構です。但し、当該手当等は補助対象外ですので、ご注意ください。</p>
17	アセッサーがレベル認定者を2名評価した場合、アセッサー手当等は2名分支給する必要がありますか。	<p>必要はありません。</p> <p>ただし、法人として、1名評価したアセッサーと2名評価したアセッサーで手当等に差を設けても構いません。なお、この場合でも、1名評価したアセッサー手当額はレベル4認定者手当額と同等（同額）に設定してください。</p>
18	同一事業所内で、アセッサー業務を実施している職員が複数いた場合、レベル認定者を輩出できたアセッサーのみが手当等の対象となり、レベル認定者を輩出できなかったアセッサーは手当等の対象とならないのでしょうか。	<p>同一事業所内の職員に対して、レベル認定者の評価を実施したものの、レベル認定者を輩出できなかったアセッサーへの手当等については、同一事業所内における、他のアセッサーがレベル認定者を輩出したことにより発生する補助金を活用して、支給することができます。</p> <p>なお、レベル認定者を輩出できたアセッサーとの差を設ける場合、差を設けるための支給根拠が必要となります。</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

19	レベル認定者が、アセッサーとして評価を行い、レベル認定者を輩出した場合、レベル認定手当とアセッサー手当の両方を併給する必要がありますか。	併給が必要です。 レベル認定者がアセッサー業務も同時に行い、レベル認定者を輩出した場合、 レベル認定手当とアセッサー手当の両方を支給する必要があります 、どちらも補助対象となります。
20	補助対象期間終了後、レベル認定者及びアセッサーへの手当等を打ち切ってもよいですか。	補助対象期間中に、キャリアパス導入体制づくり経費を活用し、補助対象期間終了後もレベル認定者やアセッサーに対して、手当等が支給できるように事業所内で体制づくりに努めてください。
21	レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給方法は、賞与（一時金）でもよいですか。	賞与（一時金）も可です。 手当等の支給方法は、 基本給、諸手当、賞与（一時金） があり、各事業所の就業規則等に基づき、事業者の裁量により実施してください。なお、支給根拠がない手当等は補助対象外となります。
22	レベル認定者やアセッサーが会社運営者や役員の場合、給与ではないのですが、手当の支給は必須ですか。	レベル認定者やアセッサーを評価した同一事業所のアセッサーへの手当支給は必須です。報酬の一時金や手当として支給してください。
23	レベル認定者やアセッサーへの手当等の支給は、いつの時点ですればよいですか。	レベル認定者は、レベル認定後(レベル認定証の発行日以降)に支給した手当等を補助の対象とします。アセッサーは、アセッサー講習修了後に支給した手当等を補助の対象とします。 ※以下のような場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。 ①退職、休業等の理由により予定していたレベル認定者及びアセッサーへの手当を支給しなかった。 ②当該年度3月分の賞与等として一括で補助対象期間外である翌年度4月に支給した。 合わせて、Q & A9の内容をご確認ください。

(レベル認定者及びアセッサーの変更について)

No.	Q	A
24	内示後に、レベル認定者及びアセッサーを事業計画書に記載した職員とは別の職員に変更することは可能ですか。	交付申請前であれば、可能です。 なお、変更手続きを行う必要があります。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

(レベル認定者及びアセッサーの異動、休業取得、退職について)

No.	Q	A
25	レベル認定者が、 交付申請後 、同一法人内の他事業所に異動した場合、補助の対象となりますか。	交付申請基準日（1月1日現在）に所属していた事業所において、異動日までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。ただし、 異動後の事業所において、支給した手当等は、補助の対象外です。
26	レベル認定者が、 交付申請後 に育児休業等を取った場合、補助の対象となりますか。	交付申請基準日（1月1日現在）に在職していれば、その後休業等を取っても休業に入る前までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。 ※交付申請基準日に産前、産後休暇中の場合は補助対象となります。 ※交付申請基準日に休業中の場合は、補助対象外となります。
27	令和2年度（補助事業1年目）に新たにレベル認定者を輩出しましたが、当該職員が交付申請前に育児休業を取得したため、交付申請基準日（令和3年1月1日現在）に事業所に在職しておらず、補助の対象外となりました。 令和3年度（補助事業2年目）に当該職員が復職したため手当等を支給した場合、補助の対象になりますか。	令和2年度（1年目）と同じ事業所に育児休業から復職後、令和3年度（2年目）の交付申請基準日（令和4年1月1日現在）に在職している場合には、その職員は「2年目」として補助対象となります。ただし、令和2年度及び令和3年度の事業計画で当該職員の申請をしていない場合は補助対象外となります。 なお、事業計画提出時に育児休業中のレベル認定者は、レベル認定者の合計数に含めます。ただし、交付申請時に引き続いて育児休業中のレベル認定者については、レベル認定者の合計数には含めません。 また、育児休業中の職員については、事業計画時及び交付申請時に、当該職員が育児休業中であることを法人が証明する書類として、「育児休業取得証明書（参考様式）」を提出してください。ただし、事業計画提出後に育児休業を取得した場合、提出は交付申請時のみで構いません。 上記の他、育児休業の取得が確認できる書類の提出を求めることがありますので、ご注意ください。（例：育児休業取得届など）
28	レベル認定者が、 交付申請後 に退職した場合、補助の対象となりますか。	交付申請基準日（1月1日現在）に在職していれば、その後退職しても退職日までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

29	2年目にアセッサーが他の事業所に異動したのですが、事業所は補助の対象となりますか。	交付申請基準日（1月1日現在）にレベル認定者が補助対象事業所に在職している場合は、補助対象です。なお、他の事業所に異動となったアセッサーへの手当は補助対象外です。
----	---	---

(キャリアパス導入体制づくり経費について)

No.	Q	A
30	キャリアパス導入体制づくり経費とは、どのような経費が対象となりますか。	以下の経費を対象とします。 ①レベル認定者申請手数料 ②代替職員等経費 ③人事制度分析、財務分析等経費 ④研修経費 なお、設備整備費及び備品購入費は補助対象外となります。 (例) パソコン購入費用等
31	キャリアパス導入体制づくり経費は、どの期間に支払った経費が対象になりますか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにキャリアパス導入体制づくり経費として支払った経費が補助の対象となります。
32	代替職員等経費は、何に支出することが可能ですか。	レベル認定業務、事業所内のキャリアパスの導入のために、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与等が対象となります。 なお、補助金申請書作成事務等の事務にかかった残業手当は対象外です。 ※非常勤職員の交通費について、ガソリン代、レベル認定業務の代替以外の業務が含まれる定期代は補助対象外です。
33	人事制度分析、財務分析等経費は、何に支出することが可能ですか。	以下の内容等が対象となります。 ・事業所内のキャリアパスの導入に伴う給与表の改定、就業規則の変更に当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内のキャリアパスの導入に伴う人事制度の再構築、経営改善等に当たって、経営コンサルタントに支払った謝礼金
34	人事制度分析、財務分析等を昨年度から委託しているのですが、今年度分は対象となりますか。	事業所におけるキャリアパス導入に伴う人事制度の再構築、経営改善等を当該年度に実施したことがわかる資料を実績報告時に提出してください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

35	<p>①研修経費は、何に支出することが可能ですか。</p> <p>②法人内部の職員が研修講師又は研修の手伝いをし、手当等を支給した場合、経費として申請できますか。</p>	<p>①事業所に所属する介護職員の令和2年度内の外部研修受講料や研修講師派遣料が対象となります。ただし、交通費や書籍代は対象外です。</p> <p>* 研修受講料にテキスト代が含まれる場合は、補助対象とします。</p> <p>* 研修講師派遣料に交通費が含まれる場合は、補助対象とします。</p> <p>②申請できません。</p>
36	<p>研修経費は、どのような内容の研修に係る経費が対象となりますか。</p>	<p>研修の内容が、事業所におけるキャリアパスの導入等に資する場合には、補助対象となります。以下は、あくまでも一例です。判断に迷われる場合は、(公財)東京都福祉保健財団にお問い合わせください。</p> <p>【対象となる研修内容例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士やケアマネの受験対策講座 ○その他介護技術の向上に資するような研修 <p>【対象外となる研修内容例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコン研修 (Word、Exce等) ○職員向けのコンプライアンスや個人情報保護等に係る法令遵守研修 ○英会話等の外国語会話 ○自動車運転者講習 等々
37	<p>キャリアパス導入体制づくり経費のレベル認定者申請手数料は手当の対象者のみが該当ですか。</p>	<p>当該事業所における全てのレベル認定の申請手数料が対象となります。</p>

(補助基準額について)

38	<p>今年度初めて本事業の補助申請を考えています。レベル認定者5名で補助申請を考えています。</p> <p>交付要綱別表2の「④レベル認定者4人以上の事業所 補助基準額2,000千円」について、教えてください。</p>	<p>下記の事例のように、レベル認定者5名について補助申請することができます。なお、レベル認定者が5名の場合でも、補助基準額は2,000千円となります。(2,500千円ではありませんので、ご注意ください。)</p> <p>また、基準額2,000千円の事業所に該当するため、レベル認定者への手当等経費は960千円が上限となります。</p> <div style="text-align: right;">(単位: 千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">手当等上限額 (*)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目 (令和2年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>E氏</td> <td>2,000</td> <td>960</td> </tr> </tbody> </table> <p>*:レベル認定者への手当等経費</p>		レベル認定者					補助基準額	手当等上限額 (*)	①	②	③	④	⑤	1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	2,000	960
	レベル認定者					補助基準額	手当等上限額 (*)																
	①	②	③	④	⑤																		
1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	2,000	960																
39	<p>レベル認定者5名で補助申請を考えています。5名すべてがレベル2以下の者です。補助申請することは可能ですか？</p>	<p>Q & A38の記載のとおり、レベル認定者4人以上でも補助申請することが可能となりましたが、レベル2 (①、②) の方については、1事業所4人までとなっております。(交付要綱第6(1)参照)</p>																					

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

40	<p>交付要綱別表2の3補助基準の(1)イ(*)についてですが、補助基準額の累計額の算出方法を教えてください。</p> <p>*: 補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額</p>	<p>算出方法は、過年度の実績報告時の補助基準額を足しあげた額となります。過年度の実績報告書の書類をご確認ください。なお、令和2年度に初めて本事業の補助申請する事業者は、補助基準額の累計額は0円となります。</p> <p>例えば、以下の事例の場合、令和元年度までの補助基準額の累計額は2,500千円となります。</p> <p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">補助基準額 累計額</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目 (平成30年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2年目 (令和元年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>		レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	①	②	③	④	1年目 (平成30年度)	A氏	B氏			1,000	1,000	2年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	2,500																								
	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額																																													
	①	②	③	④																																															
1年目 (平成30年度)	A氏	B氏			1,000	1,000																																													
2年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	2,500																																													
41	<p>交付要綱別表2の3補助基準に記載されている「(1)基準額アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。」について、具体的に教えてください。</p> <p>ア</p> <p>①レベル認定者1人の事業所 500千円 ②レベル認定者2人の事業所 1,000千円 ③レベル認定者3人の事業所 1,500千円 ④レベル認定者4人以上の事業所 2,000千円</p> <p>イ</p> <p>補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額</p>	<p>3年間(要件を満たした場合は、最長5年間(*))の間に、同一事業所において適用される補助基準額の累計額は6,000千円が上限となります。そのため、アとイを比較し、額の小さい方を補助基準額とします。</p> <p>下記の事例を参考にしてください。</p> <p>以下の事例の場合、アが500千円、イが1,000千円(計算式: 6,000千円 - 5,000千円(平成29年度から令和元年度までの補助基準額の累計額))のため、アの額が補助基準額となります。</p> <p>3年目に新たにレベル認定者D氏を輩出</p> <p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">補助基準額 累計額</th> <th rowspan="2">6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)</th> <th rowspan="2">(ア)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目 (平成29年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>4,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年目 (平成30年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年目 (令和元年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>2,000</td> <td>5,000</td> <td>1,000</td> <td>比較</td> </tr> <tr> <td>4年目 (令和2年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D氏</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td>小さい方が補助基準額 500</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 交付要綱第7(1)1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定</p>		レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)	(ア)	①	②	③	④	1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	1,500	4,500		2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	3,000	3,000		3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	5,000	1,000	比較	4年目 (令和2年度)				D氏	500			小さい方が補助基準額 500
	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)					(ア)																																							
	①	②	③	④																																															
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	1,500	4,500																																												
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	3,000	3,000																																												
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	5,000	1,000	比較																																											
4年目 (令和2年度)				D氏	500			小さい方が補助基準額 500																																											

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

42 Q&A41の続きですが、アとイを比較して、イの方が小さくなる場合がありますか？

例えば、以下の事例が想定されます。ご参照ください。
令和2年度（申請から4年目）の場合、アが2,000千円（レベル認定者4人（D氏～G氏））に対して、イが500千円のため、イの額が補助基準額となります。また、補助基準額500千円の事業所のため、レベル認定者への手当等経費の上限額は240千円となります。
なお、補助開始から3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合、5年間まで延長する規定があります（*）。事例の場合、F氏とG氏が該当します。しかし、令和2年度において補助基準額の累計額が6,000千円に達するため、この場合、令和3年度年度に補助申請することができません。

2年目に新たにレベル認定者D氏、E氏を輩出、3年目に新たにF氏、G氏を輩出 (単位：千円)

	レベル認定者							手当等上限	補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円-補助基準額 累計額 (イ)	(ア)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏					720	1,500	1,500	4,500	
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏			960	2,000	3,500	2,500	
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	960	2,000	5,500	500	比較
4年目 (令和2年度)				D氏	E氏	F氏	G氏	240	500		小さい方が補助基準額	2,000
5年目 (令和3年度)	補助申請 不可											

令和2年度において、補助累計額が6,000千円に達するため、令和3年度に補助申請することはできません。
* 1：交付要綱別表2の(1)イ
* 2：交付要綱別表2の(1)ア

*：交付要綱第7(1)1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで

43 補助金交付額が6,000千円に満たない場合、補助金交付額が6,000千円に達するまで、補助申請することはできますか？

できません。
Q&A41にて回答したとおり、3年間（要件を満たした場合は、最長5年間）の間に、補助基準額の累計額6,000千円を上限として補助申請することができます。以下の事例をご参照ください。
令和2年度（申請年度から4年目）において、補助基準額の累計額が6,000千円に達しているため、補助交付額が6,000千円に満たない場合でも、補助申請は令和2年度までとなります。

補助金交付額の累計額が4,900千円ですが、補助金交付額の累計額が6,000千円になるまで補助申請は可能か？

2年目に新たにレベル認定者D氏を輩出、3年目に新たにE氏、F氏を輩出 (単位：千円)

	レベル認定者						補助基準額	補助基準額 累計額	補助金交付額
	①	②	③	④	⑤	⑥			
1年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏				1,500	1,500	1,000
2年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	D氏			2,000	3,500	1,800
3年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	2,000	5,500	1,600
4年目 (令和2年度)				D氏	E氏	F氏	500	6,000	500
5年目 (令和3年度)	補助申請 不可								

令和2年度の補助基準額の算定方法は省略。上記QAをご参照ください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

44	<p>補助基準額の累計額が6,000千円に達するまで、補助申請することは可能ですか？</p>	<p>交付要綱に基づき、申請できる場合とできない場合があります。 Q & A 4 1 の事例は補助基準額の累計額が6,000千円に達するまで補助申請しておりますが、下記の事例の場合は、6,000千円に達する前に補助申請はできなくなります。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本事例は、交付要綱第7（1）の但書が適用されないため、3年間が上限となります。 そのため、補助基準額の累計額が6,000千円に達していませんが、令和2年度</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption style="font-size: small;">(単位：千円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">補助基準額 累計額</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年目 (平成29年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>3年目 (平成30年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>4年目 (令和元年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>1,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>4年目 (令和2年度)</td> <td colspan="3" style="border: 2px solid black;">補助申請 不可</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：交付要綱第7（1）1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長する。</p>		レベル認定者			補助基準額	補助基準額 累計額	①	②	③	2年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	1,500	3年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	3,000	4年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	4,500	4年目 (令和2年度)	補助申請 不可				
	レベル認定者			補助基準額	補助基準額 累計額																														
	①	②	③																																
2年目 (平成29年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	1,500																														
3年目 (平成30年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	3,000																														
4年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	4,500																														
4年目 (令和2年度)	補助申請 不可																																		

(補助対象期間について)

No.	Q	A
45	<p>補助対象期間は何年間ですか。</p>	<p>本補助金は、事業所におけるキャリアパスの導入支援をすることを目的としているため、レベル認定者を輩出した初年度に申請した場合に、補助対象となります。</p> <p>原則3年間（最長で5年間※）です。（交付要綱第7（1）） 但し、補助基準額の累計額は6,000千円が上限となるため、5年間申請できない場合もあります。（Q & A 4 2 参照）</p> <p>※初めて補助金の交付を受けた年度から起算して、3年の期間内に新たにレベル認定者を輩出し、補助金の交付を受けた場合に最長で5年間まで延長します。</p> <p>例えば、平成29年度初めてレベル認定者を2名輩出し、補助金交付を受けた事業者が、令和元年度新たにレベル認定者を2名輩出し、補助金の交付を受ける場合、令和元年度のレベル認定者2名分については、令和2年度及び令和3年度も補助対象として補助金の申請ができます。</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

46	Q&A45の記載に、補助期間が最長で5年間となっていますが、具体的な考え方について教えてください。	以下の事例をご参考にしてください。																																																																																																			
		<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th>補助基準額</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td colspan="2">3年目に新たに輩出</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td colspan="2"></td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td></td> <td></td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>1,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td></td> <td></td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>1,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助基準額の累計額は6,000千円が上限となります。</p> <p>2年目にC氏、3年目にD氏、E氏を輩出した場合 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th>補助基準額</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>2年目に退職</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td></td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>E氏</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td></td> <td></td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>E氏</td> <td>1,500</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D氏</td> <td>E氏</td> <td>500</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		レベル認定者				補助基準額	補助基準額	①	②	③	④	累計額	1年目	A氏	B氏	3年目に新たに輩出		1,000	1,000	2年目	A氏	B氏			1,000	2,000	3年目	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	4,000	4年目			C氏	D氏	1,000	5,000	5年目			C氏	D氏	1,000	6,000		レベル認定者					補助基準額	補助基準額	①	②	③	④	⑤	累計額	1年目	A氏	B氏				1,000	1,000	2年目	2年目に退職	B氏	C氏			1,000	2,000	3年目		B氏	C氏	D氏	E氏	2,000	4,000	4年目			C氏	D氏	E氏	1,500	5,500	5年目				D氏	E氏
	レベル認定者				補助基準額	補助基準額																																																																																															
	①	②	③	④		累計額																																																																																															
1年目	A氏	B氏	3年目に新たに輩出		1,000	1,000																																																																																															
2年目	A氏	B氏			1,000	2,000																																																																																															
3年目	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	4,000																																																																																															
4年目			C氏	D氏	1,000	5,000																																																																																															
5年目			C氏	D氏	1,000	6,000																																																																																															
	レベル認定者					補助基準額	補助基準額																																																																																														
	①	②	③	④	⑤		累計額																																																																																														
1年目	A氏	B氏				1,000	1,000																																																																																														
2年目	2年目に退職	B氏	C氏			1,000	2,000																																																																																														
3年目		B氏	C氏	D氏	E氏	2,000	4,000																																																																																														
4年目			C氏	D氏	E氏	1,500	5,500																																																																																														
5年目				D氏	E氏	500	6,000																																																																																														
47	補助対象期間3年間に、対象事業所が介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合でも、3年間は補助の対象となりますか。	対象となりません。 各年度の交付申請基準日（1月1日現在）に対象事業所であることが必要です。																																																																																																			
48	これからアセッサーを養成するのですが、令和2年度の補助金申請に間に合いますか。	レベル認定評価には、最低でも1ヶ月以上必要（平均6ヶ月必要）であり、その後の申請手続きの期間等を考慮すると、間に合わせることは大変困難です。 今年度は、「アセッサー講習受講支援事業費補助」及び「人事制度改善等支援」の活用をご検討ください。																																																																																																			

(セミナーの受講について)

No.	Q	A
49	都が実施するセミナーの受講が補助要件となっていますが、セミナーはどのように受講するのですか。	事業計画書を提出した事業者に対し、内示の通知を行う時に、日程及び申込み方法をご案内します。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

50	セミナーを受講する者は、事業所ごとに選定するのですか。	セミナーでは、介護職員の育成・定着に資することを目的とし、経営改善・人事管理・人材育成等の講義を行います。よって各対象事業所の管理者や指導的立場にある職員等に受講していただきます。
51	昨年度セミナーを受講しましたが、予定していたレベル認定者の認定が間に合わなくなり、補助金を受けられませんでした。改めて、今年度補助金の申請をする予定ですが、再度セミナーを受講する必要はありますか。	今年度、再度セミナーを受講する必要があります。 セミナーは、補助金を受ける初年度に受講する必要があります。

(申請手続き等について)

No.	Q	A
52	レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給を証明する書類は、何を提出すればよいですか。	①支給の根拠資料 レベル認定者やアセッサーへの手当相当額の 支給方法及び支給額を明記したもの(就業規則、賃金規程等) ②支給実績の資料 ・各対象者の 賃金台帳や給与明細等(手当が増額したことを確認するため、支給前の賃金台帳や給与明細等も提出してください。)
53	事業所の職員が立て替えて支払った分も補助の対象となりますか。	職員が立て替えて支払った場合でも、事業所が当該職員に立て替えた分を支払い、受領印を押印した「支払証明書」(参考様式有)を提出すれば、補助の対象となります。
54	法人内で、外部講師を招いて研修を開催し、これに複数の事業所から職員が参加した場合、講師報酬の経費をどのように申請すればよいですか。	講師報酬の金額を、参加した職員の人数で按分してください(端数処理:1円未満切り捨て)。 例えば、10万円の講師報酬を支払い、法人内の事業所から職員が10名参加した場合、10万円÷10名で職員1人当たりの経費は1万円となります。この場合、所属事業所が記載されている参加者一覧を添付してください。 なお、外部講師を招いての研修等は法人内の介護職員を対象としたものに限るため、法人外からの参加者を募って開催するもの等は補助対象外です。
55	補助金はいつ交付されますか。	実績報告書提出後、補助金の交付額が確定した後にお支払いします(令和3年5月下旬~6月初旬を予定)。
56	令和2年3月31日以前に支払った経費(領収書等の日付が令和2年3月31日以前のもの)も補助対象となりますか。	補助対象となりません。 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った手当等及び経費のみ、補助の対象となります。 また、経費の支払いを証明する書類(領収書等)は、上記の期間の日付が記載されているものが有効となります。 ※昨年度に実施した研修、翌年度に実施する研修の経費については、今年度に支払った場合でも対象外となりますのでご注意ください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

57	<p>研修受講料等、これから支出する見込みのあるもので、支出金額が確定していない経費がありますが、この場合でも申請できますか。</p>	<p>申請できます。 事業計画書、交付申請書提出時は、今後支出する予定の経費も含めて、見込額を申請してください。</p>
58	<p>①領収書を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか。 ②また、領収書の宛名がない場合はどうなりますか。</p>	<p>①領収書がない場合は、補助対象外となります。領収書の再発行の手続き等を行ってください。実績報告書の締切日までに提出できない場合は、支払ったことが確認できないため、補助対象外となり、補助金額は該当部分について0円となります。 ②領収書の宛名がない場合も、補助対象外となります。領収書の宛名は必ず事業所名もしくは法人名（複数事業所ある場合は、余白に対象事業所名を記載してください。）としてください。</p>

(事業計画の取り下げについて)

No.	Q	A
59	<p>予定していたレベル認定者の認定が間に合わなくなり、今年度の補助対象事業所ではなくなったのですが、どのような手続きが必要になりますか。</p>	<p>既に提出した事業計画の取り下げが必要になります。 具体的には、別紙参考様式 (P.30) に必要事項を記入し、(公財)東京都福祉保健財団へご提出ください。 ※交付決定後の取り下げについては、「共通」のQ&A6をご参照ください。</p>

(内示額の変更について)

No.	Q	A
60	<p>当初計画していたよりも、事業経費を多く支出したため、事業計画を変更し、補助金額を増額したいのですが、交付申請前であれば可能ですか。</p>	<p>内示額が補助金の上限額となります。 そのため、内示額より補助金額を増額することはできません。</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(アセッサー講習受講支援事業費補助)

(補助対象事業所について)

No.	Q	A
1	障害者総合支援法による指定事業所は、補助対象事業所となりますか。	対象となりません。 介護保険法による指定事業所で「交付要綱別表1」に記載されたサービス種別（コードAからT）の事業所が対象となります。
2	介護予防と介護給付の指定を同時に受けている事業所は、2事業所とみなされますか。	みなされません。1事業所として、申請してください。

(補助対象者について)

No.	Q	A
3	非常勤職員は対象となりますか。	対象となります。 直接雇用している職員が対象となり、派遣職員は対象外です。
4	交付申請する補助対象者の人数に制限はありますか。	ありません。 ただし、補助対象者申請数が予算規模を超えた場合、「交付要綱別紙2」の優先基準に基づき採択させていただく場合があります。

(補助対象となる経費について)

No.	Q	A
5	補助対象経費はどのようなものがありますか。	以下の経費を対象とします。 ①アセッサー講習受講料 ②講習指定テキスト代 ③払込取扱手数料 ④上記①から③に係る消費税
6	補助対象経費の上限はありますか。	1人当たり23,230円を上限とします。

(申請手続き等について)

No.	Q	A
7	アセッサー講習の修了及び受講料支払を証明する書類は、何を提出すればよいですか。	①講習修了の根拠資料 対象者のアセッサー講習修了証（写し）を提出してください。 ②受講料支払の資料 対象者分のアセッサー講習受講料の支払いを証明する書類（領収書等）、法人による支払であることを証明する払込証明書（参考様式有）を併せて提出してください。 なお、職員が立て替えて支払った場合でも、法人（事業所）が当該職員に立て替えた分を支払えば、補助対象となります。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(アセッサー講習受講支援事業費補助)

8	補助金はいつ交付されますか。	実績報告書提出後、補助金の交付額が確定した後にお支払いします（令和3年5月下旬～6月初旬頃）。
9	令和2年3月31日以前に支払った経費（領収書等の日付が令和2年3月31日以前のもの）も補助対象となりますか。	補助対象となりません。 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った経費のみ、補助の対象となります。 また、経費の支払いを証明する書類（領収書等）は、上記の期間の日付が記載されているものが有効となります。
10	領収書を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか。	経費の支払いを証明する書類（領収書等）がない場合は、補助対象外となります。経費の支払いを証明する書類（領収書等）の再発行の手続き等を行ってください。実績報告書の締切日までに提出できない場合は、支払ったことが確認できないため、補助対象外となり、補助金額は該当部分について0円となります。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(専門人材育成・定着促進助成)

(補助対象事業所について)

No.	Q	A
1	障害者総合支援法による指定事業所は、補助対象事業所となりますか。	対象となりません。 介護保険法による指定事業所で「交付要綱別表1」に記載されたサービス種別（コードAからT）の事業所が対象となります。
2	介護予防と介護給付の指定を受けている事業所は、2事業所とみなされますか。	みなされません。1事業所として、申請してください。
3	専門人材育成・定着促進助成金を受給するための補助要件を教えてください。	<p>以下の（1）又は（2）が補助要件となります。なお、以下に記載する以外の補助要件等については、交付要綱別紙1、別紙2や別表2-1、別表2-2を御確認ください。</p> <p>（1）以下、①②③の全てを満たすこと（交付要綱別紙1、別表2-1） ①キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から3年間継続して受給していること。ただし、初年度は平成29年度とする。 ②①の初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の平均離職率より低下していること。 ③①の初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、30%以下となること。</p> <p>※令和2年度の場合、上記①から③の内容は、以下の通りになります。 ①については、平成29年度から3年間継続して受給していること。 ②については、平成30年度、令和元年度の平均離職率が、平成27年度、平成28年度の平均離職率より低下していること。 ③平成30年度、令和元年度の平均離職率が、30%以下となること。 ---</p> <p>（2）以下、①②のいずれも満たすこと（交付要綱別紙2、別表2-2） ①専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。 ②令和元年度の離職率が、平成30年度の離職率以下になること。</p> <p>※令和2年度の場合、上記①の内容は、以下の通りになります。 令和元年度に、専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。</p>
4	これまでキャリアパス導入促進事業費補助を受給したことがありませんが、専門人材育成・定着促進助成金を申請することができますか？	<p>申請することはできません。</p> <p>①キャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給していること、又は ②「平成31年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱」（以下「専門人材育成・定着促進助成交付要綱」という。）にて助成を受けていること 等が必要となります。</p> <p>上記①は、令和2年度の場合は、平成29年度から継続して受給している事業所が補助対象となります。</p> <p>その他の補助要件については、交付要綱別紙1、別紙2や別表2-1、別表2-2をご覧ください。</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(専門人材育成・定着促進助成)

5	平成28年度から平成30年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、離職率等改善しました。令和元年度、助成金について申請を失念しており、補助を受けていません。この場合には、令和2年度に申請して良いですか。	申請することはできません。
---	---	---------------

(補助基準について)

No.	Q	A
6	平成29年度から令和元年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、離職率等改善しました。補助を申請するに当たり、レベル認定者の人数に条件はありますか。	・レベル認定者の人数が2人以下の場合は900千円、3人以上の場合は1,800千円の補助基準が適用されます。但し、令和元年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定者で数をカウントします。(交付要綱別表2-1)
7	令和元年度に、専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給し、離職率等改善しました。補助を申請するに当たり、補助基準の額はいくらになりますか。	・交付要綱別表2-1 2補助基準にて適用した補助基準の額に応じて、 (1) 又は (2) のとおりとなります。(交付要綱別表2-2) (1) 補助基準の額が900千円の場合 1, 100千円 (2) 補助基準の額が1,800千円の場合 2, 200千円

(申請手続き等について)

No.	Q	A
8	申請書類に、雇用保険一般被保険者について記載する項目があります。雇用保険一般被保険者のことや一般被保険者の算定方法について教えてください。	雇用保険の被保険者の一種です。 一般被保険者の詳細については、管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。
9	別記様式第1号-3及び大1号-7の*1に記載されている、ア「定年退職による離職者」、イ「重責解雇による離職者」、ウ「役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者」の判断について教えてください。	管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和2年5月時点
(専門人材育成・定着促進助成)

10	<p>(同一法人内で転勤した場合) 平成30年4月1日において、雇用保険一般被保険者である介護職員 A 氏が、平成30年8月1日に同一法人内の他の事業所に転勤することになりました。</p> <p>別記様式第1号-3の離職率を算定する場合に、A 氏の算定方法を教えてください。</p>	<p>まず、A 氏は平成30年4月1日において、雇用保険一般被保険者であるため、別記様式第1号-3のB欄に含まれます。</p> <p>また、A 氏は同一法人内での転勤のため、C欄には該当しません。</p>
11	<p>助成金の使途について教えてください。</p>	<p>特に定めていませんが、本事業の目的である介護人材の育成や定着促進に向けて、助成金を活用してください。</p>